

事務連絡
令和2年4月17日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・
輸送マニュアル」の改訂について

各医療機関、保健所においては、新型コロナウイルス感染を疑う患者に検査を実施するに当たって、その検体の取扱いについて国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル（以下「マニュアル」とする。）」を参照いただいているところです。

このたび、マニュアルを別添（新旧対照表）のとおり改訂したとの連絡が国立感染症研究所からありましたので、お知らせします。改訂の概要については下記のとおりです。このことについて、貴管内医療機関等に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 検体採取に当たって、レーヨンスワブなどの使用も可能であること。
2. 病原体検査のための検体又は病原体等の運搬に当たって、ジュラルミンケースによる包装は不要となったこと。

【問い合わせ】

1. について

医政局経済課

担当：伊東（代）03-5253-1111（内線 4601）

2. について

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 技術総括班

担当：竹下（代）03-5253-1111（内線 2934）